



PROSTER
株式会社プロステル

有料職業紹介事業許可番号 22-ユ-300771

払戻金制度について

払戻金制度に関する事項

当社の紹介により就職した者が入社後6か月以内に自己の都合により退職又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料より下記に定めた金額を求人者へ返還するものとします。

- (1) 入社後1か月以内に雇用契約が終了した場合 80%
- (2) 入社後3か月以内に雇用契約が終了した場合 50%
- (3) 入社後6か月以内に雇用契約が終了した場合 10%

ただし下記に該当する場合には払戻金制度の適用外とします。

- (1) 紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合。
- (2) 雇用者の責めに帰すべき解雇・雇用主に起困する退職
- (3) 採用者の死亡
- (4) 天災事変等の不測の事態による退職
- (5) その他採用者の免責が相当と推察される事由での退職